

議案第 36 号

平成20年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第3号）

平成20年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,268,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石渡 徳一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		3,770,514千円	16,415千円	3,786,929千円
	10 国庫補助金	1,249,366	16,415	1,265,781
60 県支出金		2,531,720	1,400	2,533,120
	10 県補助金	1,105,665	1,400	1,107,065
80 繰越金		619,100	43,585	662,685
	5 繰越金	619,100	43,585	662,685
85 諸収入		1,838,261	1,400	1,839,661
	25 雑入	304,998	1,400	306,398
90 市債		4,274,000	25,400	4,299,400
	5 市債	4,274,000	25,400	4,299,400
歳 入	合 計	56,179,900	88,200	56,268,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		14,717,276千円	11,700千円	14,728,976千円
	5 社会福祉費	8,050,620	10,300	8,060,920
	10 児童福祉費	5,030,499	1,400	5,031,899
20 衛生費		5,721,517	5,377	5,726,894
	15 環境対策費	289,325	5,377	294,702
45 土木費		9,057,060	5,300	9,062,360
	20 都市計画費	6,252,455	5,300	6,257,755
55 教育費		6,068,217	65,823	6,134,040
	10 小学校費	1,344,423	21,941	1,366,364
	15 中学校費	931,422	43,882	975,304
歳 出 合 計		56,179,900	88,200	56,268,100

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
55 教育費	10 小学校費	富士塚小学校体育館 耐震改修事業	54,852 千円	20	21,941 千円
				21	32,911
	15 中学校費	御成中学校体育館 耐震改修事業	54,852	20	21,941
				21	32,911
		玉縄中学校体育館 耐震改修事業	54,852	20	21,941
				21	32,911

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設整備事業費	千円 430,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金又は地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 455,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金又は地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,274,000				4,299,400			